

事業概要説明書 [1]			事業番号	2-5
事務事業名	介護用品支給事業	担当部名	福祉部	
事業開始年度	平成 13 年度	担当課名	長寿支援課	
実施方法	委託・補助	担当係	福祉サービス係	
根拠法令等	宮崎市介護用品支給事業運営要綱			
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	在宅で寝たきりの高齢者や認知症高齢者を抱える家族等に対し、介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより家族介護を支援する。		
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する要介護者(要介護区分1～5)を在宅で介護している介護者で、次の①②の要件に全て該当する者。 ①要介護者及び介護者が属する世帯の住民税所得割課税合計額が、140,000円以下であること。 ②介護者が宮崎市重度障害者介護金(身体障害者手帳等の所持者で、重度障害者を介護している方に支給)の受給者でないこと。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の負担軽減のため、紙おむつ、尿とりパット、清拭剤等を支給する。 <p>支給方法については、次の2つの制度がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①店頭購入制度—宮崎市が指定する取扱事業者の店頭で直接支給を受ける。 ②配達制度—薬局等において、注文に応じて用品の配達を行う。 <p>【支給金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護度及び所得要件に応じた支給限度額を決定。 ①要介護1・2の住民税非課税世帯 年額50,000円 ②要介護1・2の住民税所得割課税世帯 年額25,000円 ③要介護3～5の住民税非課税世帯 年額100,000円 ④要介護3～5の住民税所得割課税世帯 年額50,000円 		
	事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者人口の増加に伴い、当該事業の利用者も増加することが予想される。 ・類似の目的・形態の事業もなく、仮に事業を廃止した場合など、在宅で要介護者の介護を行っている介護者への負担が大きくなるため、事業の継続は必要である。 		
コスト	平成22年度(予算)		人件費	
	直接事業費	36,222 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)
	人件費	2,250 千円	正規職員	2,250 千円 0.3 人
総事業費	38,472 千円	嘱託職員	0 千円 0 人	
平成22年度 直接事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・(財源)介護保険料(65歳以上の被保険者分) ・(配達制度)委託料 17,535千円 ・(店頭購入制度)扶助費 18,687千円 ・利用認定者(予定) 680人 ・延べ利用回数(予定) 5,500回 			

事業概要説明書 [2]		事業番号	2-5			
年度		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)		
直接事業費		30,683 千円		36,222 千円		
財源	一般財源	0 千円		0 千円		
	受益者負担金	0 千円		0 千円		
	その他	30,683 千円		36,222 千円		
成果目標 〔 どのような状態 を目指すのか 〕	介護者の負担軽減を図り、在宅での家族介護を継続できるよう支援する。					
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている。				
	[説明]	<p>利用認定者は増加傾向にあり、利用回数についても配達制度(一月に原則1回利用)に加え、利用者の利便性向上を図るために、平成19年度から店頭購入制度(都合の良い時に利用)を導入したことで増加傾向にある。</p> <p>また、事業費についても高齢者人口の増加に伴い増加傾向にある。</p>				
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段:指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)	
	延べ利用回数	回	3,597	4,623	5,500	

事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>今後、要介護認定者の増加と清武町との合併により、サービスの需要増加が見込まれることから、配達制度・店頭購入制度とも、より安定した事業推進を図る必要がある。</p>					
特記事項 〔 参考情報等 〕	(要介護度別)介護用品支給事業利用認定者数(割合)(平成22年8月)					
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	事業利用認定者数(人) (A)	110	165	187	128	114
	要介護認定者数(人) (B)	3,435	2,225	1,862	1,298	1,724
A÷B(%)	3.20%	7.42%	10.04%	9.86%	6.61%	

1. 経緯

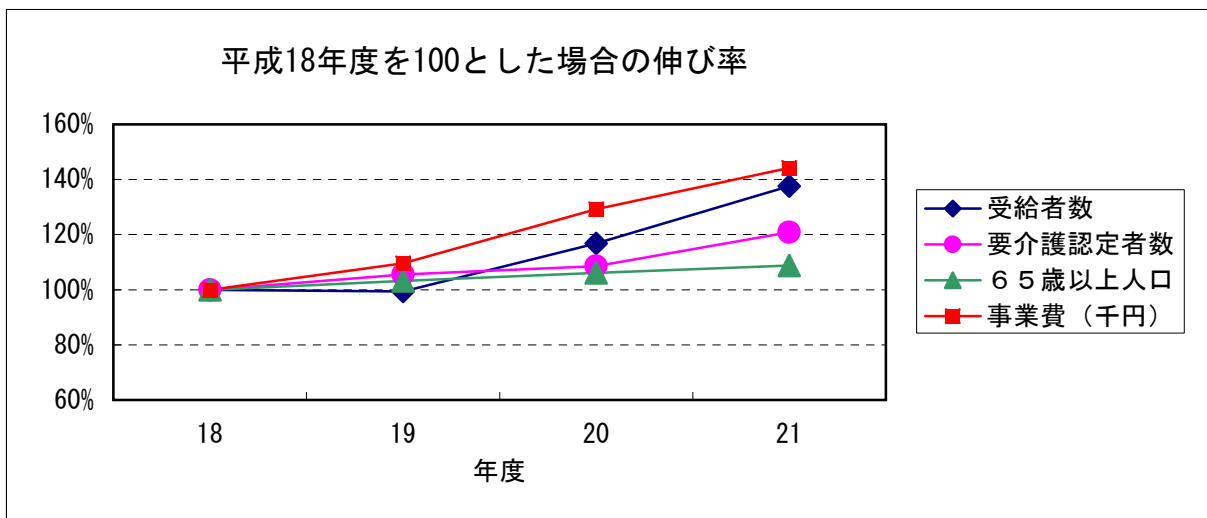
- ・宮崎市では、昭和48年から、在宅で常時寝たきりの高齢者を介護している介護者に対し、社会的サービス不足による介護者の苦労に対する慰労を目的とし、年間10万円の老人介護手当を支給してきました。
- ・平成12年度の介護保険法の施行により、在宅福祉サービスの充実、現物給付によるサービス提供が制度化されたことを受け、それまでの事業を見直し、平成13年度をもって老人介護手当支給事業を廃止しました。
- ・平成13年度より、要介護状態区分が1～5の高齢者を在宅で介護する介護者に対し、介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、在宅介護を支援することを目的として、介護用品支給事業（配達制度）を実施しました。
- ・平成19年度より、配達制度に加え、店頭購入制度を導入し、利用者の利便性向上が図られてきたところです。

2. 課題

高齢者人口増加に伴う、要介護認定者の増加と清武町との合併によりサービスの需要増加が見込まれ、事業費も年々高くなっている状況です。今後、より安定した事業推進を図る必要があります。

3. 利用認定者数及び事業費

年度	18	19	20	21
受給者数	463	460	541	637
要介護認定者数	8,465	8,930	9,187	10,229
65歳以上人口	72,729	75,041	77,135	79,107
事業費（千円）	21,276	23,325	27,491	30,683



4. 主な中核市等の状況（41市中41市回答38市実施）

対象者要件	実施率	
尿便失禁があり介護を必要とする高齢者	1市	2.6%
65歳以上の寝たきりで認知症の高齢者	3市	7.9%
65歳以上の介護用品を使用する高齢者	2市	5.3%
要介護1～5の高齢者	5市	13.2%
要介護2～5の高齢者	3市	7.9%
要介護3～5の高齢者	8市	21.0%
要介護4～5の高齢者	16市	42.1%
	38市	100%

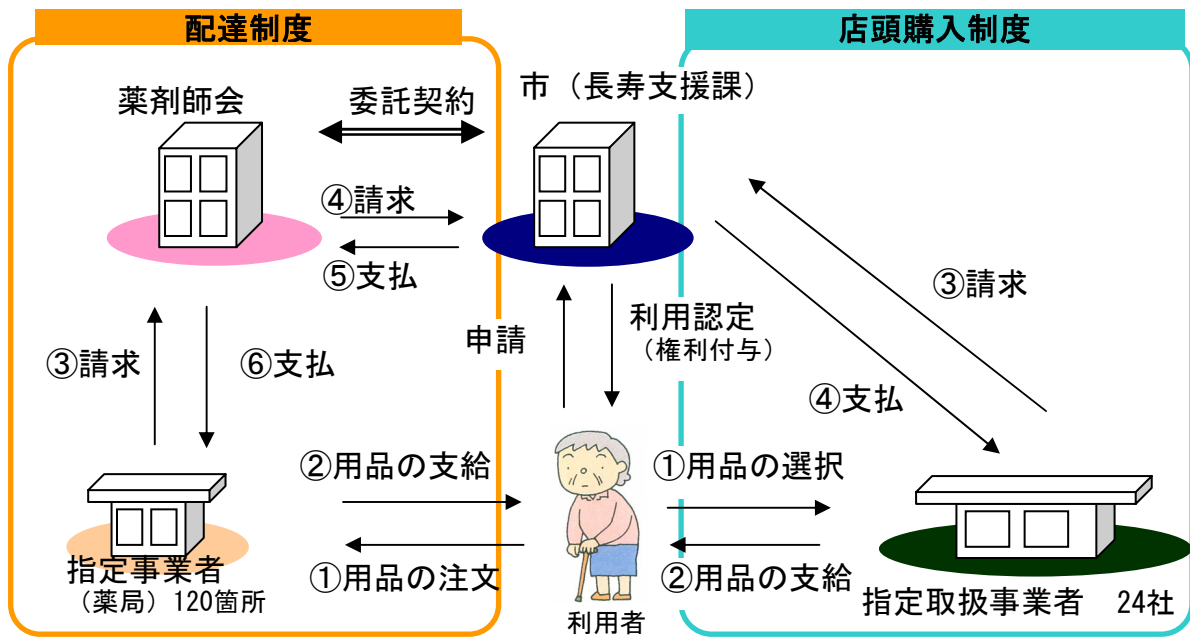
←宮崎市が該当

年間支給額（上限）	実施率	
25,000円	2市	5.3%
25,001円～50,000円	7市	18.4%
50,001円～75,000円	19市	50.0%
75,001円～100,000円	4市	10.5%
100,001円～	1市	2.6%
設定なし	5市	13.2%
	38市	100%

←宮崎市が該当

*県内各市の状況は、介護用品支給事業を行っている市が8市中6市であり、対象者要件を要介護4～5の高齢者としている市が6市、年間支給額については年間50,001円～75,000円としている市が5市（83.3%）、支給額の設定なしが1市（16.7%）となっている。

5. 介護用品支給事業のフロー図



◆配達制度

利用者は、支給限度額までの金額について商品一覧から商品を選択して支給を受ける。支給金額は委託契約を締結する薬剤師会が集約して請求。宮崎市は請求のあった金額を薬剤師会に支払う。薬剤師会が各指定事業者（薬局）に支給金額を振り分ける。

◆店頭購入制度

利用者は、支給限度額までの金額について指定取扱事業者で用品を選択し、支給を受ける。指定取扱事業者は、支給した介護用品にかかる金額を宮崎市に請求。